3　上記ITU-R要請決議事項１から４において要請された研究に基づき、必要に応じてITU-R勧告及び報告を策定すること。

以下を主管庁に要請し、

研究に参加し、寄与文書を提出すること。

以下をWRC-19に要請することを決議する。

上記研究の結果を検討し、適宜必要な措置を講じること。ただし、ITU-R要請決議事項で述べた研究が完了し、ITU-R研究委員会で合意されることを条件とする。

追　　決議第161（WRC-15）　固定衛星業務のスペクトル需要及び37.5-39.5GHzの周波数帯の分配の可能性に関する研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　衛星システムが、広帯域サービスを提供するためにますます多用され、広く一般にブロードバンドアクセスを可能とすることに役立っていること。

b)　広帯域用の次世代の固定衛星業務技術が高速化し（45Mbpsが既に実現されている。）、近い将来には更に高速になることが期待されていること。

c)　スペクトルの利用効率を高めるため、スポットビーム技術の高度化及び周波数再利用のような開発された技術が30GHz以上のスペクトルにおいて固定衛星業務（FSS）により使用されていること。

d)　ゲートウェイのような30GHz以上のスペクトルにおける固定衛星アプリケーションにあっては、高密度固定衛星業務（HDFSS）のアプリケーションよりも他の無線通信業務の方がより共用が容易であろうこと。

e)　30GHz以上の新しい技術の使用に基づき、並びに静止（GSO）及び非静止（非GSO）衛星群の双方に関連したFSSシステムは、世界で最も孤立した地域においても大容量かつ経済的に実施可能な通信を提供できること。

f)　36-37GHzの周波数帯は地球探査衛星業務（EESS）（受動）及び宇宙研究業務（SRS）（受動）に一次的基礎で分配されており、これらは適切に保護されなければならないこと。

以下を更に考慮し、

a)　ITU-R勧告S.1323、S.1325、S.1328、S.1529及びS.1557が、共用研究で使用するシステム特性、運用上の要件及び保護基準に関する情報を提供していること。

b)　技術研究の結果次第では、ゲートウェイ地球局の運用のための37.5-39.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯におけるFSSへの新たな分配を行える技術的な可能性があること。

以下に留意し、

a)　37.5-42.5GHzの周波数帯におけるGSO衛星網に関する申請情報が、無線通信局に伝達されたこと。

b)　これらのGSO衛星網の一部は運用中であり、その他の衛星網も近い将来に運用に入るであろうこと。

c)　37.5-38GHzの周波数帯は、宇宙から地球方向でSRSに一次的基礎で分配されていること。

d)　37.5-39.5GHzの周波数帯は、宇宙から地球方向でEESSに二次的基礎で分配されていること。

以下を認識し、

いかなる業務に対してであっても、周波数帯の追加分配を検討する際は、既存業務を保護する必要があること。

以下をITU-Rに要請し、

以下をWRC-23に間に合うように行い、完了すること。

1　現在FSSに分配されている周波数帯、これらの利用に関する技術的条件及びスペクトル効率の向上を視野に、これらの周波数帯の使用の最適化の可能性を考慮しつつ、固定衛星業務の発展のためにスペクトルを追加する必要性を検討する研究

2　37.5-39.5GHz（地球から宇宙、FSSフィーダリンクに限定）の周波数帯におけるFSSへのGSO及び非GSO軌道用の新たな一次的基礎による分配の妥当性を決定するための、必要に応じて隣接帯域を含めた、一次的基礎及び二次的基礎による既存業務との共用及び両立性研究

3.　36-37GHzの受動周波数帯で運用するシステムが保護されるように、決議第750（WRC-15、改）の改定の可能性に向けた研究

以下を更に決議し、

WRC-23が、上記研究の結果を検討し、適切な措置を執ること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、これらの研究に積極的に参加すること。

追　　決議第162（WRC-15）　固定衛星業務（地球から宇宙）へのスペクトル需要及び51.4-52.4GHzの周波数帯の分配の可能性に関する研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　衛星システムが広帯域サービスを提供するためにますます多用され、広く一般にブロードバンドアクセスを可能とすることに役立っていること。

b)　広帯域用の次世代の固定衛星業務技術が高速化し（45Mbpsが既に実現されている。）、近い将来には更に高速になることが期待されていること。

c)　スペクトルの利用効率を高めるため、スポットビーム技術の高度化及び周波数再利用のような開発された技術が30GHz以上のスペクトルにおいて固定衛星業務（FSS）により使用されていること。

d)　フィーダリンクような30GHz以上のスペクトルにおける固定衛星アプリケーションにとっては、高密度固定衛星業務（HDFSS）のアプリケーションよりも他の無線通信業務の方がより共用が容易であろうこと。

以下を認識し、

a)　いかなる業務に対してであっても、周波数帯の追加分配を検討する際は、既存業務を保護する必要があること。

b)　51.4-52.4GHzの周波数帯は、固定及び移動業務に分配されており、これらは保護されなければならないこと。また、第5.547号に示した固定業務の中の高密度アプリケーションのために利用可能であること。

c)　第5.556号によれば、電波天文観測は51.4-54.25GHzの周波数帯で実施されており、電波天文観測を保護するための適切な措置が定義されなければならない可能性があること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

以下をWRC-19に間に合うよう実施し、完了すること。

1　現在固定衛星業務に分配されている周波数帯、これらの利用に関する技術的条件及びスペクトル効率の向上を視野に、これらの周波数帯の使用の最適化の可能性を考慮しつつ、固定衛星業務の発展のためにスペクトルを追加する必要性を検討する研究

2　ITU-R要請決議事項１に基づき行われた研究結果から正当との判断が導かれることを条件とし、固定及び移動業務の保護を含め、51.4-52.4GHz（地球から宇宙）の周波数帯において静止軌道用のFSSフィーダリンクに限定したFSSへの新たな一次的基礎による分配を行うことの妥当性を決定するための、必要に応じて隣接帯域を含めた一次的基礎及び二次的基礎の既存業務との共用及び両立性研究並びに関連する規制措置の可能性

3　52.6-54.25GHzの受動周波数帯で運用するシステムが保護されるように、決議第750（WRC-15、改）の改定の可能性に向けた研究

4　必要に応じて規制上の措置を含めた、認識事項c）に記した電波天文の保護に関する研